

平成24年度 【 学園研究費助成金< B > 】 研究成果報告書

学部名 現代マネジメント学部

フリガナ イ バタ ヨウ ヘイ
氏名 井畑 陽平

研究期間 平成24年度

研究課題名 社会のキャッシュレス化が英国競争法の違反要件に与える問題点についての比較法研究

研究組織

	氏名	学部	職位
研究代表者	井畑 陽平	現代マネジメント	講師
研究分担者			
研究分担者			

1. 本研究開始の背景や目的等 (200字~300字程度で記述)

本研究の目的は、わが国で急速に進展しているキャッシュレス化——たとえば、名鉄や名古屋市営地下鉄のマナカもこれに当たる——を支える決済ネットワークについて、わが国独禁法の違反要件解釈論を展開するための論点を抽出する作業を行うことにある。

そこで本研究では、英国競争法に固有な法体系——とりわけ、ENTERPRISE ACT OF 2002——をふまえた比較法研究を行い、キャッシュレス化の進展が内包するわが国独禁法違反の成否を論じる上での問題点を洗い出すための作業を行った。

2. 研究方法等 (300字程度で記述)

本研究では、研究代表者が単独で、英国競争法にかかる判例・学説を主たる検討対象として、キャッシュレス化の進行に対応したわが国独禁法の違反要件解釈論を展開する作業を行った。

具体的には、以下の二つの作業を行った。第一に、英国の裁判所判例や公正取引庁(OFT)による決定例といった一次資料を、データベース等を活用して収集し、それらについて内在的に分析し、第二に、実務家・研究者に広く参照される英国法・EU法の基本的体系書(二次資料)を渉猟し、それらに依拠して一次資料を批判的に検討した。

3. 研究成果の概要 (600字～800字程度で記述)

わが国の最近の情報技術の発展に伴い、クレジットカード・電子マネー等の非現金決済ツールが広く普及し、商品役務の決済に現金が必要とされないキャッシュレス化が、急速に進展しつつある。2013年3月から、交通系の事業者が発行する電子マネーの全国共同利用が開始される。たとえば、名古屋市営地下鉄が発行するマナカを持てば、イコカ(JR西日本が発行する電子マネー)のエリアで乗車・精算できるようになるのである。

キャッシュレス化が内包する独禁法上の問題点を検討する国内外の関連する先行業績は、第一に、独禁法上の論点の所在すら十分に共有されているとはいえないキャッシュレス化が内包する法的課題を明らかにした点、第二に、これらの課題に対する独禁法に基づく規整の必要性を説得的に論じてきた点で、大きな功績があった。これらの先行業績と対比すると、本研究は、英国競争法に焦点を合わせた比較法研究を行うことによって、上記の二点について敷衍し、その法的分析をさらに精緻化するものと位置づけることができる。

今回の研究で十分に検討できなかった問題として、キャッシュレス化を支えるインフラたる金融ネットワークには規模の経済が作用するため、往々にして、金融ネットワークを運営する事業者(undertakings)について、事業規制(いわゆる業法に基づく規制)が行われる。英国における、競争政策を担う競争法以外の事業規制の詳細については、次回以降の検討課題としたい。

また、本研究を遂行する過程で、英国とほぼ同様の違反要件を用意するカナダ競争法にかかる事案を見つけることができた。今回の英国にかかる研究成果をふまえ、将来、カナダ競争法にかかる研究にも着手したいと考えている。

4. キーワード (本研究のキーワードを1以上8以内で記載)

① 英国競争法	② 支配的事業者	③ 排除型濫用行為	④ ネットワーク効果
⑤	⑥	⑦	⑧

5. 研究成果及び今後の展望 (公開した研究成果、今後の研究成果公開予定・方法等について記載すること。既に公開したものについては次の通り記載すること。著書は、著者名、書名、頁数、発行年月日、出版社名を記載。論文は、著者名、題名、掲載誌名、発行年、巻・号・頁を記載。学会発表は発表者名、発表標題、学会名、発表年月日を記載。著者名、発表者名が多い場合には主な者を記載し、他〇名等で省略可。発表数が多い場合には代表的なもの数件を記載。)

井 畑 陽 平「ATM ネットワークの運用ルールと競争法 (2)」として、社会とマネジメント第11巻(2013年)に掲載する予定。

なお、「ATM ネットワークの運用ルールと競争法 (1)」は、社会とマネジメント第9巻2号1頁以下に掲載されている。